

令和 7 年 4 月 1 日版

文京区保育所設備・運営基準解説

令和 7 年 4 月

文京区子ども家庭部幼児保育課

本書は、文京区における保育所の基準のうち、「文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」（以下「条例」という。）及び「文京区保育所設置認可等事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）に規定する施設・設備及び職員配置に関する内容を中心に解説したものです。

保育所は、上記条例等のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に規定する特定教育・保育施設として、同法第34条第2項に規定する区の条例で定める基準に従って運営しなければなりません。

保育所は、区が定める基準を遵守し、保育の質の維持・向上を常に図りながら保育を行う必要があります。

目 次

第1	保育所運営の基本	4
1	基本的な考え方	4
	(1) 趣旨	5
	(2) 解説	5
第2	建物、設備の基準	5
1	安全確保のための基本構造	5
	(1) 避難路	5
	ア 趣旨	6
	イ 解説	6
	(2) 耐震性能に関する要件	8
	ア 趣旨	8
	イ 解説	8
	(3) 設備全般に関する留意事項	8
	ア 指詰め防止策	8
	イ 不審者の侵入防止・児童の飛び出し等防止策	8
	ウ 照明器具等の飛散防止策・落下防止策、備品等の転倒防止策	9
	エ ガラスへの衝突防止	9
	オ 建具などの面取り等	9
	カ 感電防止	9
	キ 転落防止策	9
	ク 進入防止策	10
	ケ 階段等の安全対策	10
	コ 覗き見防止策	10
	サ 開き戸の安全対策	10
2	保育室等の設置階	10
	(1) 建物の階数及び保育室等の設置階	10
	ア 趣旨	12
	イ 解説	12
	(ア) 総則	12
	(イ) 保育室等を4階以上に設置する場合	12
3	屋外遊戯場の設置及び面積	15
	(1) 趣旨	15
	(2) 解説	15
	ア 屋外遊戯場の基準面積の考え方	15
	イ 屋上の取扱いについて	16
	ウ 代替遊戯場について	16
4	保育室等の基準設備	17
	(1) 趣旨	18
	(2) 解説	18
	ア 保育室等の配置	18

イ	保育室等の基準面積.....	18
ウ	区画.....	18
エ	医務室.....	18
オ	調理室.....	19
カ	便所.....	19
キ	その他衛生関係設備.....	19
	（ア）手洗用設備.....	20
	（イ）汚物流し.....	20
	（ウ）沐浴設備.....	20
ク	その他.....	20
第3	職員の配置・運営の基準.....	21
1	基本的な考え方.....	25
	（1）趣旨.....	25
	（2）解説.....	26
2	職員配置基準.....	26
	（1）趣旨.....	26
	（2）解説.....	26
3	他の職員.....	27
	（1）施設長.....	27
	ア 趣旨.....	30
	イ 解説.....	30
	（2）調理員.....	30
	ア 趣旨.....	31
	イ 解説.....	31
	（3）看護師又は保健師.....	32
	ア 趣旨.....	32
	イ 解説.....	32
4	非常災害対策.....	32
	（1）趣旨.....	32
	（2）解説.....	32

第1 保育所運営の基本

1 基本的な考え方

[条例]

第1章 総則

(最低基準と児童福祉施設)

第4条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 区長は、文京区児童福祉審議会条例（令和6年12月文京区条例第41号）第1条に規定する文京区児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(児童福祉施設の一般原則)

第5条 児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所者の保健衛生及び入所者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設の職員の一般的要件)

第10条 入所者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第17条 児童福祉施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。）は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

5 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

第5章 保育所

（保育の内容）

第52条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。

（1）趣旨

第4条は、児童福祉施設においては最低基準を超えて設備及び運営を向上させる義務があることを規定したものである。

第5条は児童福祉施設の運営及び構造設備の一般原則について、第10条及び第12条は児童福祉施設における職員の総則について、第17条は衛生管理に関する責務について、第52条は保育所における保育の内容を規定したものである。

（2）解説

保育所は、児童の健全な心身の発達を図ることを目的としており、児童の福祉の積極的な増進にふさわしい生活の場でなければならない。そこで、保育所における児童の生活の基本である児童の健康・安全及び人材の確保・育成を含む保育の質について、施設・設備及び運営の両面から条例、要綱、通知等に明記されている内容を超えて、更なる向上に向けた取組を継続的に行うことが義務付けられている。

具体的には、施設・設備及び運用面での安全衛生への配慮、児童が安心して落ち着いた環境の中で生活ができるよう、児童及び保護者との信頼関係の構築ができる職員体制や各職員の資質向上に向けた様々な取組、地域や関係機関との連携、保育所運営における透明性の確保等が重要である。

条例第52条に規定する「内閣総理大臣が定める指針」は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を指す。保育所は保育所保育指針に従って運営しなければならない。

第2 建物、設備の基準

1 安全確保のための基本構造

（1）避難路

〔要綱〕 第4条第2項第2号

第4条（建物及び設備の基準）第2項

（2）非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること。

ア 趣旨

非常時において安全に避難するための基準について規定したものである。条例第5条第4項及び第5項を具体化した規定の1つである。

イ 解説

保育所は、非常口を2か所設置するとともに、一方の避難路上で火災が発生した場合等に、もう一方の避難路が使用できなくなるような事態が生じないように、2方向の避難路を確保すること。

非常口は、保育所に設置される出入り口を指す。

非常口は、建物全体を保育所が専用する場合にあっては、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室（以下「保育室等」という。）の各室及び当該建物にそれぞれ2か所以上設置されている必要があり、複合ビル的一部分を保育所として使用する場合にあっては、各保育室等、保育所部分及び当該建物にそれぞれ2か所以上設置されている必要がある。

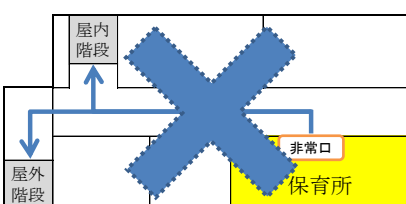
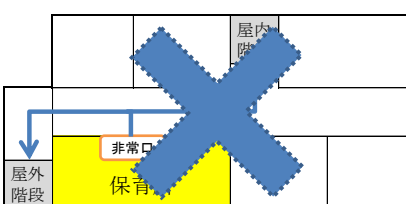
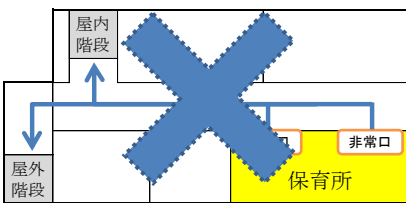
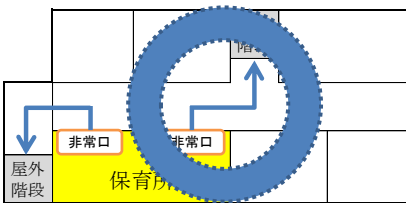
避難路は、各保育室等から建物外に出て公道まで退避できるものとし、2経路以上確保すること。なお、経路の重複は不可とし、0歳児以外の児童が0歳児室を経路として通過してはならない。

また、避難路は幅1.5メートル以上を確保することが望ましい。

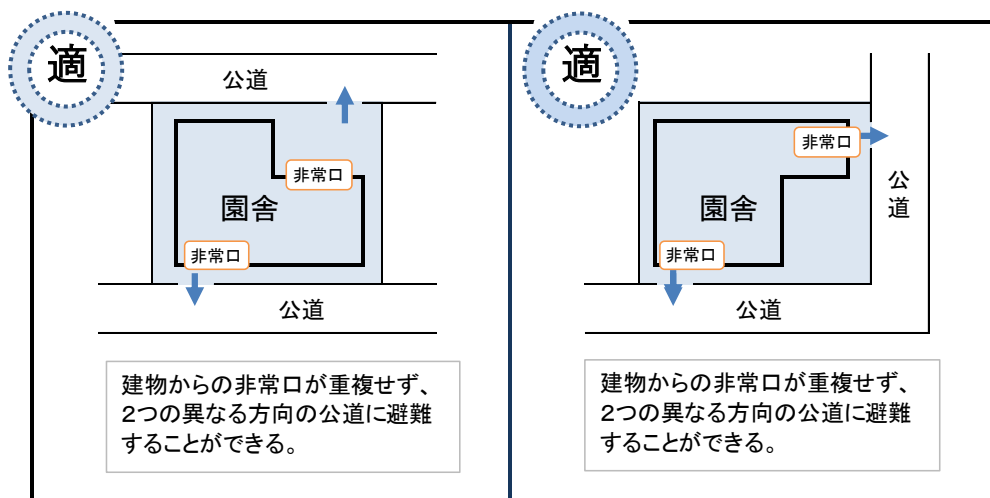
なお、「建物からの2か所の非常口」及び「公道への2か所の最終的な避難位置」のいずれについても、原則として10m以上離れていること。

※ 公道に出るまでの間、私道や隣地の通路等を避難路とする場合は、保育所児童が避難路として使用することについて、当該私道等の所有者との覚書等の取り交わしが必要である。（私道等が当該保育所敷地の所有者である場合は不要。）

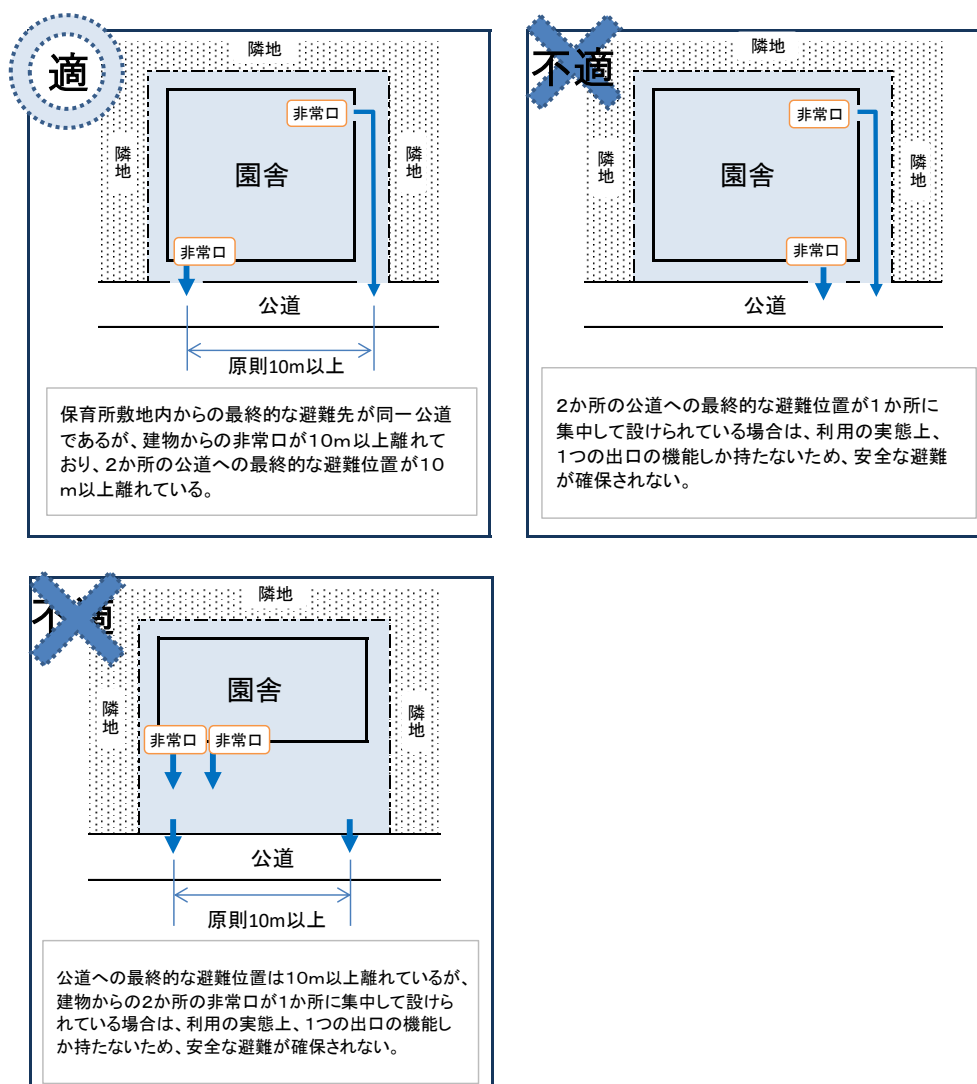
【例】複合ビルの2階以上の一部分に保育所を設置する場合

		避難経路	
		不適（経路重複）	適（2方向）
非常口	不適（一か所のみ）		
	適（二か所あり）		

【例】 2つの公道に接道している場合



【例】 1つの公道にのみ接道している場合



(2) 耐震性能に関する要件

[要綱] 第4条第2項第4号

第4条（建物及び設備の基準）第2項

（4）乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室（以下「保育室等」という。）並びに医務室がある建物は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては I_s 値0.7以上、かつ、 q 値1.0以上又は $C_t U S_d$ 値0.3以上、木造の建築物にあつては I_w 値が1.1以上であることが確認された建築物であること。

ア 趣旨

施設の基準について防災上の観点から規定したものである。条例第5条第4項及び第5項を具体化した規定の一つである。

イ 解説

文京区では、これまでも、耐震化補助制度等により、施設の耐震化を促進してきたところである。また、東日本大震災以降、地震への備えに対する関心も高まっており、区民の安全、安心の要求に応じていく必要がある。そのため、保育所は耐震性能を備えていることを要件としている。

イに該当する場合の「当該事実を客観的に証明できる書類」は、指定確認検査機関、一級建築士、二級建築士（当該建物が建築士法（昭和25年法律第202号）第3条の規定に該当する場合を除く。）、登録住宅性能評価機関、地方公共団体のいずれかが、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により耐震診断を行った上で発行する証明書を指す。

(3) 設備全般に関する留意事項

条例第5条第4項及び第5項に基づき、施設・設備の安全性を確保するために配慮すべき事項を以下に例示する。

ア 指つめ防止策

児童の安全を確保するため、保育室等の出入口、児童用トイレ、ベビーゲートなど、児童が通常出入する戸、扉等、必要に応じて指つめ防止を施すこと。児童が出入りする場所については、児童の手が届く高さの範囲について、対応が必要であること。

イ 不審者の侵入防止・児童の飛び出し等防止策

不審者の侵入を防止するため、保育所の出入口は施錠を行うこと。施設に入る際に顔等人物を確認できるようにすること。

出入口はモニター、オートロックの設置を基本とし、外部からの侵入を防ぐとともに、誤って児童が保育所の外に出ることのないよう安全が確保された設備・構造とすること。

例えば、敷地境界部分に門扉を、保育所建物出入口（メインエントランス）に扉を設け、モニター、オートロックを門扉にのみ設置し、開所時間中、建物出入口を開放した場合、外部から建物内へ不審者が侵入する恐れがあり、不審者侵入防止策としては不十分である。そのため、保育所建物の出入口（メインエントランス）の扉には、モニター、オートロックの設置を基本とすること。

フェンスは、児童の飛び出し及び不審者の侵入防止に配慮した構造にすること。

ウ 照明器具等の飛散防止策・落下防止策、備品等の転倒防止策

地震や遊具等がぶつかることなどによる落下や破損時の被害を最小限に抑えるため、保育室等、児童用トイレ、玄関など、児童が通常立ち入る部分にあるガラス、照明器具（ダウンライトを含む。）、鏡等について、落下防止策及び飛散防止策が講じられていること。ガラスは使用場所及び使用目的に適したものを選択するよう配慮すること。

棚やロッカー等の備品について、転倒防止策を講じること。

棚上のもの等については落下防止策を施すこと。

吊り戸棚については耐震ラッチ等による落下防止策が講じられていること。

エ ガラスへの衝突防止

ガラスを用いた窓や扉等については、柵等を設置することなどにより、衝突の防止を図ること。

また、無色透明なガラスについてはシールを貼ることなどにより、児童がガラスを認識できる工夫を行い、衝突防止を図ること。

オ 建具などの面取り等

保育室等、児童用トイレ、玄関など、児童が通常立ち入る部分にある柱、建具、棚等について、児童が怪我をしないよう面取り等を施すこと。また、突起物等に対する安全性に配慮すること。

カ 感電防止

コンセントについては児童の手の届かない場所（高さ）への設置や、カバーやシャッター付きのものにすることなどにより、児童の安全性を確保すること。

カバー等を取り付けることによる突起等に対する安全性についても配慮すること。

キ 転落防止策

保育室等、階段、廊下、便所、ベランダ、屋上等の児童が通行、出入りする場所には、児童の転落を防止するため柵等を設けること。（または窓の開閉を児童が行なえないようにする等の設備を設けること。）階段については、児童が1人で昇降しないよう降り口に児童が開閉できない柵を設ける等、児童の転落防止に十分留意すること。

転落防止用の柵等については、児童が乗り越えることができないよう縦格子柵等とし、柵の高さは足がかりから120cm以上、幅は内法8cm以下を基本とするなど、児童の安全を確保すること。

また、窓の近くやベランダに、足がかりとなるようなものを置かないこと。

ク 進入防止策

児童が通常出入りしない、事務室、倉庫、収納、パイプスペース、ダクトスペース等の場所については、児童が誤って立ち入ることのないよう、手の届かない位置に鍵を設置する等の対応を図ること。また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、児童の火遊び防止のために必要な進入防止措置等の対策を講じること。

ケ 階段等の安全対策

階段・傾斜路等には、児童が安全に使用することができる手すりを設置することなどにより、児童の安全性を確保するとともに、災害発生時の避難における安全の確保に万全を期すること。

コ 覗き見防止策、プライバシーの保護

人権への配慮、防犯等の観点から、外部から保育所内が容易に覗けないよう対応を図ること。

保育室には、ガラス面に目隠し用のフィルムを貼付する等により対策を講じること。

また、児童の着替え、排泄等の場面においては、児童の年齢や発達に応じて、周囲から見えないよう設備、環境面等の配慮を行うこと。

サ 開き戸の安全対策

保育室内に面した扉は引き戸が望ましい。スペースの都合上、保育室側に開く扉を設置する場合は、扉に窓を設置して、児童がいらないか確認できる構造とすること。

2 保育室等の設置階

(1) 建物の階数及び保育室等の設置階

[条例] 第48条第1項第8号

(設備の基準)

第48条第1項

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡す

		ることとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

[要綱] 第4条（建物及び設備の基準）第2項第6号

(6) 前各号に掲げるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年9月5日付雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第2の基準を満たしていること。

ア 趣旨

施設・設備等の基準について、主に防災上の観点から規定したものである。

イ 解説

施設の構造及び設備は、建築基準法等の建築関係諸規定に適合する必要があるとともに、条例等により、建築基準法に加えて一層の安全性が求められることに留意すること。

(ア) 総則

- ① 保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましい。

なお、保育所の建物等については、条例及び要綱等に基づく認可基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないが、特に保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、条例第6条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すること。

- ② 保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合の基準については、その保育所の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用される。

- ③ 条例第48条第1項第8号で規定される設備の基準は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年9月5日付雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」（以下「国通知」という。）第2の基準を満たしていること。

- ④ 文京区への手続きにあたっては、以下を行うこと。

a 検査済証、用途変更の確認済証等の建築基準法等の建築関係諸規定に適合していることのできる書類を提出すること。

b 保育室等を2階以上に設置する場合は、保育室等の基準を満たすことを確認するため、一級建築士による条例第48条第1項第8号を満たすことの証明書を提出すること。

c 保育室等を3階以上に設置する場合は、次の手続き等を行うこと。

(a) 設置者又は防火管理者になる予定の者は、認可申請前に消防機関に相談を行い、消防設備及び消防計画の内容が、消防法その他関係法令に適合することを確認すること。

(b) 条例第48条第1項第8号エにある調理室を区画する特定防火設備は、遮煙性能を有すること（建築基準法施行令第112条第14項第2号の要件を満たすこと）。

(イ) 保育室等を4階以上に設置する場合

保育室等を4階以上に設置する場合においては、国通知・別添の内容に留意した施設整備を行うこと。

[国通知 別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」抜粋]

1. 保育所を高層階に設置する場合の検討事項

- ① 当該建物内において乳幼児や避難誘導のための保育士等が安全に待避し、外部からの救助を待つことができる広さのスペースが確保できること。

※ 外部からの救助を待つことができるスペースとしては、避難階段前の付室や、区画された部屋、保育室とは別の階の外気に接することのできるような安全なスペースが考えられる。

- ② 複合ビルの場合には他の入居者と別の階段が使えるようにしておくなど、乳幼児が安全に避

難できる階段を事前に確認しておくこと。

2. 階段等の設置に関する検討事項

- ① 乳幼児が安全かつ円滑に降りることができるよう、階段室の手すりの高さや大きさ、階段の蹴上げの高さ等に留意するとともに、乳幼児が恐怖心を覚えないよう、下が見えないよう素通し防止を図ることが望ましいこと。

※ 外部からの救助を待つことができるスペース（以下「待避スペース」という。）の整備については、以下を参考に取り組むことが望ましい。（国通知 別添 1①関係）

a 待避スペースについて

（a）待避スペースの要件

○ 避難階段前の付室・区画された部屋

建築基準法施行令第123条第3項第1号、2号、3号、4号、6号及び10号に規定する特別避難階段の付室の構造基準を満たすこと。なお、避難用設備として特別避難階段を整備する場合は、同設備の付室を待避スペースと兼ねることができる。

区画された部屋は、施行規則第15条第1項第2号の表中「4階以上」欄に掲げる設備に隣接するなど避難上有効な位置に設けられること。

（参考）建築基準法施行令第123条第3項

- (1) 屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡すること。
- (2) 屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合においては、階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- (3) 階段室、バルコニー及び付室は、第6号の開口部、第8号の窓又は第10号の出入口の部分（第129条の13の3第3項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあっては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
- (4) 階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- (5) 階段室には、付室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。
- (6) 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々1平方メートル以内で、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から90センチメートル以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第112条第16項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- (7) 階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けないこと。
- (8) 階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合においては、はめごろし戸を設けること。
- (9) バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこと。

- (10) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には第1項第6号の特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には同号の防火設備を設けること。
- (11) 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。
- (12) 建築物の15階以上の階又は地下3階以下の階に通ずる特別避難階段の15階以上の各階又は地下3階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、法別表第1(イ)欄(1)項又は(4)項に掲げる用途に供する居室にあつては100分の8、その他の居室にあつては100分の3を乗じたものの合計以上とすること。

○ 保育室とは別の階の外気に接することのできるような安全なスペース

建築基準法施行令第123条第3項に規定する特別避難階段のバルコニー又は次の要件を満たす屋外のスペースを指す。

- ・ 保育室等がある階の上下一階の範囲内に配置されていること。
- ・ 地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられること。
- ・ 屋内からの出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
- ・ 油その他引火性のものを置かないこと。
- ・ 待避スペースの周囲には金網等を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。
- ・ 警報設備が当該スペースまで通ずるものとし、当該スペースから非常を知らせる設備を設けること。

(b) 待避スペースの面積

待避スペースの面積は、4階以上に設置される保育室等の面積(※)の1/8以上の広さがあること。

(※) 当該階に設置される保育室等を利用する園児数に、条例第48条に規定する園児一人につき必要な面積(0～1歳3.3㎡、2歳以上1.98㎡)を乗じた面積をいう。

b 待避スペースを設ける場合の自衛消防活動について

災害時の避難行動の基本は自衛消防活動にあることから、待避スペースを設ける場合においても、屋外避難を想定した訓練を実施する必要があることに留意すること。

3 屋外遊戯場の設置及び面積

[条例] 第48条（設備の基準）

- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1・98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3・3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

[要綱] 第4条（建物及び設備の基準）第2項第1号

(1) 基準設備・面積等（一部抜粋）

区 分	要 件
屋外遊戯場	条例第48条第6号に定める面積を、児童が実際に遊戯できる面積（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）として確保すること。

(1) 趣旨

屋外遊戯場の基準について規定したものである。

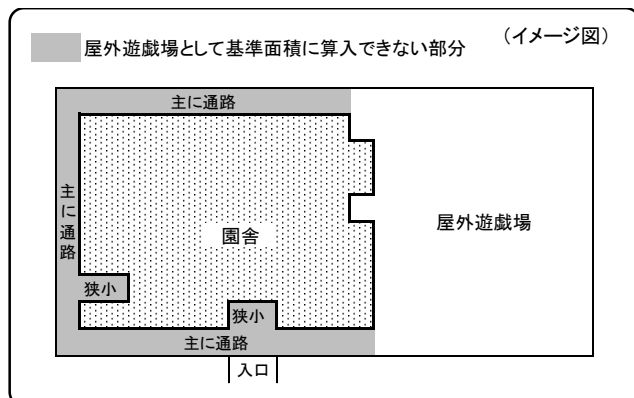
(2) 解説

ア 屋外遊戯場の基準面積の考え方

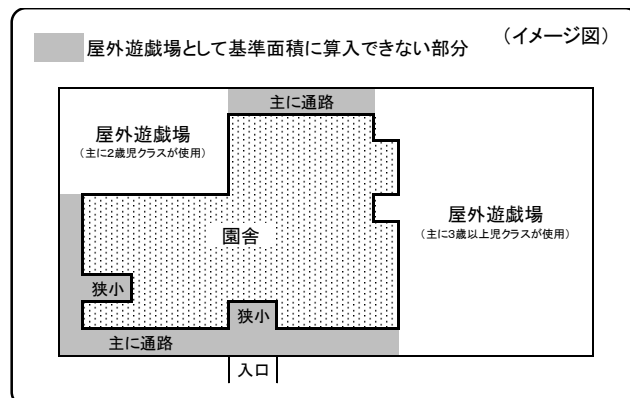
屋外遊戯場の基準面積は、児童が実際に遊戯できる面積を確保する必要があるため、敷地内の狭小な空地や、主に通路として使用される部分等は屋外遊戯場の基準面積に算入できないことに留意すること。

屋外遊戯場は1か所で確保されていることが基本である。分割して屋外遊戯場を設置する場合であっても、少なくとも、普段の保育で一つのグループとして活動を行っている児童がまとまって活動できるスペースが確保されていること。

例1) 原則的な形状



例2) 分割して設置する場合



イ 屋上の取扱いについて

屋上を屋外遊戯場として使用する場合には安全性を確保するため、2方向避難経路の確保、児童の転落防止や遊具の落下防止等に万全を期すほか、国通知第2の1（4）及び同5の基準を満たす必要がある。

なお、バルコニー、テラス等を屋外遊戯場とする場合も、屋上を屋外遊戯場とする場合と同様の取扱いとなる。

〔国通知抜粋〕

第2 保育所の設備基準について（設備運営基準第32条第8項）

1 総則

（4）保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向避難の趣旨を踏まえ、通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮されたいこと。

5 屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上が利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、設備運営基準第32条第6号に基づく最低基準の規定によるほか、次の点につき十分指導されたいこと。

（1）保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。

（2）屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。

（3）防災上の観点から次の点に留意すること。

（ア）当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。

（イ）屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。

（ウ）屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。

（エ）油その他引火性の強いものを置かないこと。

（オ）屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。

（カ）警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。

（キ）消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導をうけること。

※ 5（3）（ウ）について、扉に限らず、屋上・バルコニー・テラスに通じる部分の扉・窓など全ての開口部を特定防火設備とすること。

ウ 代替遊戯場について

代替遊戯場を利用する場合は保育所から代替遊戯場まで安全に移動することが可能であること。また、代替遊戯場は保育所から徒歩で概ね5分以内の距離であることが望ましく、水飲み場とトイレが設置されている必要がある。ただし、隣接する公共施設等に児童が支障なく使用できる水飲み場とトイレが整備されている場合はこの限りではない。

4 保育室等の基準設備

[条例] 第48条

(設備の基準)

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3・3平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3・3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき1・98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき3・3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

[要綱] 第4条

(建物及び設備の基準)

第4条 保育所の構造及び設備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、条例その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

2 保育所は、前項に規定する構造及び設備について、採光、換気等入所児童の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払い、条例に定めるもの並びに次に掲げる基準による設備を有し、適切に運営しなければならない。

(1) 基準設備・面積等

区 分	要 件
乳児室 又はほふく室	条例第48条第2号又は第3号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。
保育室 又は遊戯室	条例第48条第6号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。
医務室	静養できる機能を有すること。事務室等内への設置も可とする。
屋外遊戯場	条例第48条第6号に定める面積を、児童が実際に遊戯できる面積（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）として確保すること。
調理室、便所	定員に見合う面積及び設備を有すること。

(1) 趣旨

保育室等、医務室、調理室及び便所の基準について規定したものである。

(2) 解説

ア 保育室等の配置

保育室等のほか、児童が使用する場所（医務室、児童用便所等）は、適切な保育環境や安全な避難経路確保の観点から、地上階に置くものとし、地下階に設置することは認められない。なお、当該階が建築基準法施行令第13条第1号に定める避難階と認められる場合は、当該階を1階とみなすことができるが、建築主事と連携し、建築基準関係規定に適合していることを確認すること。

イ 保育室等の基準面積

条例に定める基準面積は有効に保育を実施することが可能な面積を指す。

そのため、建具や固定式家具等を配置する箇所は有効面積に含めることはできないが、1日のうち特定の時間帯のみ保育を目的として配置するものについては有効面積に含めることができる。具体的には当該物の使用の形態や頻度等に応じて個別に判断することとなる。

a 有効面積に含めることができるもの（例）

- ・ 食事の際に使用する机、椅子
- ・ 遊びの時間に使用する遊具
- ・ 吊り戸棚等、床から180cm以上の上部に取り付けられているもの
- ・ 乳児室等に設置されているベビーベッド

b 有効面積に含めることができないもの（例）

- ・ ロッカーや棚、本棚等、常設のもの
- ・ ピアノやオルガン等、可動式であっても常時保育室等内に配置されているもの

ウ 区画

室内での遊び・活動を基本とする0歳児及び1歳児は、ほふくスペースを確保することなどを目的として、2歳以上児とは基準面積が異なるものであり、少なくとも0歳、1歳、2歳以上の保育スペースについては明確に区別できるものとする。

特に、0歳児室については安全性への配慮等から、他の児童が立ち入れないよう物理的に区画すること。

区画にあたっては、他の児童と別の部屋にすることが望ましいが、やむを得ず別の部屋を設けずに柵等により保育室等を区画する場合は、柵等の倒壊や転倒がないよう、安全性を確保すること。

エ 医務室

医務室は、健康診断、応急措置、休養のための家具、機器を配置できる面積を確保することが望ましい。

また、医務室には医薬品等を備えること。特に体温計、水枕、絆創膏等衛生用品は最低限備えるとともに、医薬品等を安全に保管できる什器を備えること。

なお、事務室内に医務コーナーを設ける場合においても、前述の家具、機器類の配置に必要なスペースを確保し、医務コーナーの近くに安静を阻害するようなOA機器等を配置しないようにするとともに、カーテンで区切るなどして静養できる環境を確保すること。

オ 調理室

食中毒の予防は最も注意を払うべき安全管理の一つであり、新規設置だけでなく、改修を行う場合にも、調理室や調乳スペースの設備構造や運用について保健所に必ず相談するとともにその助言内容に留意すること。

調理室は、安全衛生の観点から出入口や窓など開放可能な設備の開閉は最小限にするとともに、外部に開放される部分には網戸、エアカーテン、自動ドア等を設置する等、昆虫や鼠族の侵入を防ぐこと。感染管理の面から、調理員専用のトイレが設けられていることが望ましい。

また、適切な保育環境を確保する観点からも、調理室は保育室等への音や臭いが漏れることを防ぐとともに児童の安全性を確保するために、保育室等と明確に区画し、密閉できる構造となっている必要がある。

給食の提供は、食品衛生法施行規則に定められた「一般的な衛生管理」及び「HACCPに沿った衛生管理」に関する基準（食品衛生法施行規則別表第17及び第18）に従い実施すること。

また、食品衛生法第68条第3項の準用規定を踏まえ、同法第57条に基づき文京区長への届出が必要とされる場合には、保健所に届出を行うこと。

なお、乳児の保育を行う施設は、調乳スペース（室）を設置することが望ましい。

保育室等内に調乳スペース（室）を設ける場合は、児童が立ち入れないよう対策を講じることが基本とするが、柵等を設けることが難しく、児童が立ち入る可能性のある場所に設置された調乳スペースについては、ポット等の転倒や落下防止に万全を期し、安全性を十分に確保する必要がある。また、衛生面については保健所の指導を受けること。

保育室等内に調乳スペース（室）を設けない場合は、調理室において調乳を行うこと。この場合、調理員による調乳を基本とし、保育士が調乳のために保育室等を離れることによって児童の安全が損なわれることのないよう注意すること。

なお、調理室に立入ることが可能なのは、基本的に、調理員としての健康チェックが適切になされている職員のみであることに注意すること。

カ 便所

一人一人の排泄の感覚や発達段階等に応じた対応が行えるよう、保育室等が設置されたフロアごとに、当該フロアで保育を予定している児童の年齢構成や定員に合った設備を整えること。

便所には保育室等用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室等及び調理室と区画されており、かつ、児童が安全に使用できるものであること。

また、児童用のトイレは暖房便座とするよう努めること。

キ その他衛生関係設備

その他水回りの衛生関係設備として、手洗設備のほか、原則として汚物流し及び沐浴設備を設置すること。

(ア) 手洗用設備

衛生面の配慮から、保育室等用の手洗設備と便所用の手洗設備は別に設けること。

また、全ての乳児室、ほふく室及び保育室に温水仕様の手洗い器を設置するよう努めること。

なお、児童用手洗いで給湯可能なものについては、あらかじめ熱湯が出ないように設定することとし、熱傷等の危険のある排水パイプは児童に触れない仕様にする。

(イ) 汚物流し

衛生面への配慮から、原則として汚物流しを設置すること。

児童が立ち入る可能性がある場所に汚物流しを設置する場合には、児童が外したりずらしたりすることができない仕様の蓋を設けることなどにより、感染防止及び事故防止を図ること。

(ウ) 沐浴設備

乳児の保育を行う施設は、原則として沐浴設備を設けること。

乳児を受け入れる場合、沐浴設備は衛生面、安全面から本来は必要不可欠である。ただし、児童の発達段階に応じて幼児用のシャワースペースとの兼用も可能とする。

ク その他

全ての乳児室、ほふく室及び保育室に床暖房を設置するよう努めること。

【参考】 保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について

(平成10年4月9日児発第305号厚生省児童家庭局長通知)(抜粋)

乳児保育指定保育所及び乳児保育指定外特例保育所(以下「指定保育所等」という。)については、今般、平成10年4月8日児発第283号「特別保育事業の実施について」により廃止されたところであるが、今後とも、乳児の保育を行う保育所にあつては、従来の指定保育所等の要件となっていた設備及び職員の基準(乳児室及びほふく室の面積基準、保健室・調乳室・沐浴室の設置、乳児保育に経験を有する保母の配置及び保健婦(又は看護婦)の配置)を満たすよう指導すること。なお、乳児の待機が多い地域においては、一時的にこうした基準を満たせなくてもやむを得ないものであるが、この場合であっても、最低基準を遵守するとともに、こうした基準を満たすよう努力すること。

第3 職員の配置・運営の基準

[条例] 第50条

(職員)

第50条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、保育所の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない。

付則

5 第50条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

9 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第50条第2項中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」と読み替えるものとする。

10 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第50条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となる場合は、当該保育士に加えて、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

11 前項の事情に鑑み、当分の間、第50条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

12 付則第10項の事情に鑑み、当分の間、保育所が8時間を超えて開所する日において開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第50条第2項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

13 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、付則第5項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第50条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

〔要綱〕 第5条、別表第1、第9条

第5条 職員配置基準は、別表第1のとおりとする。

別表第1（第5条第1項関係）職員配置基準

1 保育に直接従事する職員	(1) 保育に直接従事する職員は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多い方の員数（保育所の開設後において、子ども・子育て支援法に基づき定める利用定員（以下「利用定員」という。）を定員と異なる人数に設定した場合においては、利用定員及び入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多い方の員数。以下「基準職員数」という。）とする。 （計算式） 条例第50条第2項に規定する児童の年齢別に、同項に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点1位（小数点2位以下切り捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数とすること。ただし、利用定員について員数を算出する場合においては、利用定員を同項に規定する児童の年齢別に当てはめた上で、上記の計算式により算出すること。 (2) 開所時間中における保育に直接従事する職員の配置は、次のとおりとする。 ア 保育に直接従事する職員の総数は、現に登園している児童に対して前号に定める計算式により算定した数以上の数とする。 イ 常勤の保育士のうち、法第18条の18第1項の登録を受けた者又は条例付則第5項に定める者が各組や各グループに1人以上（乳児を含む組やグループに係る前号と同様の方法により算定された保育士の数が2人以上の場合にあっては、2人以上）配置されていること。 ウ 常勤の保育士とは、次の(ア)から(エ)までの全ての要件も満たす者とする。 （ア）期間の定めのない労働契約を結んでいること（1年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。）。) （イ）労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1の3号の規定により明示された就業の場所が当
----------------------	---

	該保育所であり、かつ従事すべき業務が保育であること。 (ウ) 勤務時間が、当該保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１カ月に勤務すべき時間数が１２０時間以上に限る。）に達している者又は１日６時間以上かつ月２０日以上のものであって、常態的に勤務していること。 (エ) 当該保育所（一括適用の承認を受けている場合にあっては、本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。 (3) 保育に直接従事する職員は、児童を長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保するものとする。 (4) 条例付則第１０項及び第１２項の「都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次のアからウまでに掲げるものとする。 ア 法第７条第１項に規定する児童福祉施設、法第６条の３第８項、第１０項若しくは第１２項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱（１２福子推第１１５７号）に基づく認証保育所（以下「認証保育所」という。）又は区が独自に行う保育施設・事業であって区長が適当と認める施設・事業のいずれかにおいて、継続して１年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者（継続して勤務した期間中の勤務実績が、少なくとも月平均８０時間以上である者に限る。） イ 法第６条の３第９項に定める家庭的保育者 ウ 子育て支援員研修事業実施要綱（平成２７年５月２１日雇児発０５２１第１８号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修をいう。）を修了した者 (5) 条例付則第１１項の規定を適用する場合においては、原則として、小学校教諭の普通免許状を有する者が行う保育は５歳以上の幼児、幼稚園教諭の普通免許状を有する者が行う保育は３歳以上の幼児を対象とするものとする。 (6) 条例付則第１２項の規定は、保育所が８時間を超えて開所する日において、基準職員数を超えて雇用した職員のうち、前号に掲げる
--	---

	ものを、開所時間中における保育に直接従事するために出勤した保育従事者数から基準職員数を差し引いて得た数の範囲で適用することができる。 (7) 条例付則第 13 項の規定により配置する保育士は、常勤とする。 (8) 条例付則第 10 項に規定する都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに条例付則第 11 項及び第 12 項の規定により保育士とみなされる者（以下「みなし保育士」という。）は、当該保育所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者とする。 (9) 過去 3 年以内に、法第 46 条第 3 項の規定による改善の勧告又は改善の命令を受けた保育所は、条例付則第 10 項から第 12 項までの規定による特例を適用することができない。 (10) 条例付則第 11 項又は第 12 項の規定による特例を適用する設置者は、みなし保育士の保育士資格取得支援に努め、条例付則第 10 項若しくは第 12 項の規定の適用を受ける者又は条例付則第 11 項の規定の適用を受ける者であって保育に従事したことがないものに対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すこととする。 (11) 留意すべき事項 ア 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。 イ 短時間勤務労働者の雇用管理の改善等に関する法律や雇用保険法等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の職員が生じることのないよう留意すること。 ウ 法第 48 条の 4 第 1 項の規定により、職員の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。
	（国庫負担金の支出における要件） 第 9 条 給付対象施設にあっては、子ども・子育て支援法第 68 条第 1 項の規定による国庫負担金の支出において、国が定める要件として求められる職員その他必要な基準を充足するものとする。
	〔平成 28 年 8 月 23 日付府子本第 571 号・28 文科初第 727 号・雇児発 0823 第 1 号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」別紙 2（保育所（保育認定 2・3 号））

Ⅱ 基本部分

1. 基本分単価（⑥）

（2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

なお、分園は中心園の施設長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。その際、以下の職員を充足すること。ただし、嘱託医については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。

（ア）保育士

基本分単価における必要保育士数は以下の i と ii を合計した数であること。

また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。

i 年齢別配置基準

4歳以上児 30 人につき 1 人、3歳児 20 人につき 1 人、1、2歳児 6 人につき 1 人、乳児 3 人につき 1 人

（注1）ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

（注2）確認に当たっては以下の算式によること。

＜算式＞

{4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））}
+ {3歳児数×1/20（同）} + {1、2歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）}
＝配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

ii その他

a 利用定員 90 人以下の施設については 1 人

b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については 1 人（注1）

c 上記 i 及び ii の a、b の保育士 1 人当たり、研修代替保育士として年間 2 日分の費用を算定（注2）

（注1）施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。

（注2）当該費用については、保育士が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

（※）保育士には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）付則第95条、第96条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）付則第2条に基づいて都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

1 基本的な考え方

（1）趣旨

保育所において保育に直接従事する職員は、常勤の保育士をもって確保することが原則であり、要綱別表第1の1の項の第2欄の第3号の規定により、常勤の保育士の定義をしたものである。

(2) 解説

常勤の保育士は事業主と直接労働契約を締結している必要があることから、派遣職員は、要綱で定める常勤職員には該当しない。

また、就業規則・雇用契約等で定める勤務時間、勤務日数が、要綱に規定する勤務時間、勤務日数を下回る場合は、就業規則・雇用契約等において常勤職員とされていても、常勤の保育士には該当しない。

ここで定める勤務とは1つの施設において行われるものであって、例えば、法人が常勤職員として雇用している者でも、必要に応じて複数の施設に勤務させる場合や、あらかじめ複数の施設が勤務先として指定されている場合など、同一の施設で1年以上継続的に勤務することを予定していない職員は、常勤職員とは認められない。

児童が安心感をもって情緒の安定した生活を送るためには、保育に直接従事する職員と、保護者及び児童との信頼関係は不可欠である。そのためには、保育に直接従事する職員は同一の施設で継続して保育を行うことが必要であることから、職員は常勤の保育士であることが原則であるとともに、常勤の保育士の定義を「期間の定めのない労働契約を結び（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）」とし、最低でも1年以上継続して保育に従事することであること。また、職員について、原則として、同一年度内における異動を行わないよう努めなければならない。

突発的な事由で離職する職員が発生した場合には、児童や保護者との信頼関係を損なうことのないよう十分な説明を行うとともに、後任の職員との引き継ぎ期間を十分に確保すること。

保育に直接従事する職員は保育環境を構成する最も重要な要素であることから、質の確保は極めて重要である。そのため、保育士の研修受講の促進など、資質向上に積極的に取り組むこと。

また、各組や各グループにおいて、少なくとも1人以上は、十分な保育経験を有する職員が保育に従事するように職員配置を行い、保育環境の質を確保すること。

2 職員配置基準

(1) 趣旨

配置すべき保育に直接従事する職員数の基準を規定したものである。

(2) 解説

条例第50条第2項に規定する児童の年齢に応じた保育士の配置基準（以下「年齢別配置基準」という）は、認可及び運営上の配置基準である。

認可時に、認可定員に対して年齢別配置基準により算出した数以上の職員を確保することが必要であるとともに、日々の運営においては、現に登園している児童数に対して年齢別配置基準により算出した数以上の職員が配置されている必要がある（開所時間中における各時間帯において、登園児童に対して、年齢別配置基準以上の職員を配置しなければならない）。

なお、登園児童数が少ない日時においても、開園時間中は常時2人以上の職員を配置しなければならない。

また、認可定員に対して年齢別配置基準により算出した数以上の必要職員数を欠いた場合

は、認可定員までの児童を受け入れることができないため、認可定員を基準とした必要職員数が確保されるまでの間の新たな園児の募集の実施については、区と協議の上、その指示に従うこと。

ア 施設型給付対象施設の取扱い

また、子ども・子育て支援法第27条に基づく施設型給付対象施設となるためには、公定価格に係る通知（平成28年8月23日付府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」。以下「留意事項通知」という。）の基準も遵守する必要がある。

イ 条例付則第5項による特例

条例付則第5項による特例の適用により、保健師又は看護師（以下、「看護師等」という。）を保育士とみなす場合は、「保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項について」（令和4年11月30日付厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）（以下「看護師等の配置特例の留意事項」という。）に定めるところによること。

なお、看護師等の配置特例の留意事項の【②保育に係る一定の知識や経験を有することについて】に記載される「保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所等（以下「保育所等」という。）」の「等」とは、認証保育所及びその他区市町村単独事業（ただし居宅訪問型保育事業、家庭的保育事業及びこれらに類するものを除く。）とし、「地域型保育コースその他の都道府県知事が認める研修」とは、原則「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める子育て支援員研修の「地域型保育コース」のみとする。

また、看護師等の幼児保育や乳児の在籍数が0人の場合の看護師等配置については、条例付則第5項に記載の要件（①保育士と合同で保育を行うこと②保育に係る一定の知識や経験を有すること）を満たした上で適切に実施すること。

3 他の職員

（１）施設長

〔要綱〕第5条第2項～第4項、別表第2

（職員）

第5条

- 2 保育所に施設長を置くものとし、別表第2に定める施設長要件を具備する専任又は専任に準ずる者であることとする。
- 3 前項の専任又は専任に準ずる者は、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ、有給（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により施設型給付に係る施設として区長から確認を受けた保育所（以下「給付対象施設」という。）にあっては、委託費から給与支出が行われていることをいう。）のものでなければならない。この場合において、2以上の施設又は他の業務と兼務し、保育所長として職務を行っていない者は、施設長に該当しないものとする。
- 4 施設長と設置経営主体代表者の兼任については、別表第2に定める施設長要件及び兼任要件を満たし、かつ、当該法人における実施事業が当該保育所のみの場合又は当該保育所が開設した後である場合に限り、兼任しても差し支えないものとする。

別表第2（施設長要件等）

1 施設長要件	保育所の施設長となる者は、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、第1号から第4号までのいずれかの要件を満たしており、かつ、常勤の者とする。ただし、第6条に規定する夜間保育所の施設長は、原則として、保育士の資格を有する者であること。 (1) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設において、次に掲げる職に2年以上従事した者 ア 施設長の職 イ 月120時間以上施設に勤務する者であって、児童の処遇に直接従事する職員の職 (2) 保育士であって、次のアからオまでのいずれかに該当する者 ア 保育所又は幼保連携型認定こども園において、月120時間以上、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。ただし、幼保連携型認定こども園の場合にあつては、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の認定を受けた児童に対する保育に従事していた者に限る。 イ 認証保育所の施設長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。 ウ 子ども・子育て支援法第7条に定める地域型保育事業のうち小規模保育事業又は事業所内保育事業の運営責任者（施設長に類する者）として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。 エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園の園長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。 オ アからエまでに準ずる者であって、区長が適当であると認めたもの (3) 社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に2年以上従事した者で、国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者（次号において「保育所長研修修了者」という。） (4) 前3号に掲げる者に準ずるものであって、区長が適当であると認
----------------	--

	めた者（保育所長研修修了者に限る。） (5) 常勤の者とは、次のアからエまでの全ての要件を満たす者とする。 ア 期間の定めのない労働契約を結んでいること（１年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。）。 イ 労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）第５条第１項第１号の３の規定により明示された就業の場所が当該保育所であること。 ウ 勤務時間が、当該保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１か月に勤務すべき時間数が１２０時間以上に限る。）に達している者又は１日６時間以上かつ月２０日以上のものであって、常態的に勤務していること。 エ 当該保育所（一括適用の承認を受けている場合にあつては、本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。
2 施設長と設置経営主体代表者の兼任要件	(1) 設置経営主体に関して公共性が確保されているとともに公正な運営がなされており、今後も引き続き適正な運営が確保できること。 (2) 他に適当な人材を求めることが困難であること。 (3) 当該者が常勤、非常勤を問わず、他に有給の職を有していないこと（他の団体役員等で、その職務上、設置経営主体の運営に支障がないと認められる場合を除く。）。 (4) 第１号の要件を具備しているかどうかの判断は、次の「社会福祉法人の公共性・公正な運営の確保についての判断基準」により行うものとする。なお、社会福祉法人以外の設置経営主体については、これに準ずるものとする。 【社会福祉法人の公共性・公正な運営の確保についての判断基準】 ア 理事会構成が適正であること。 （ア）理事が適格性を備えている。 （イ）適正な選任手続きにより選任されている。 （ウ）任期が明確である。 （エ）欠員がない。 イ 理事会が適正に運営されていること。 （ア）要議決事項の審議議決が適正に行われている。 （イ）年間５、６回開催されていること。

	ウ 監事の業務執行状況が適正であること。 (ア) 理事の業務執行状況の監査が適正に行われている。 (イ) 法人の財産状況の監査が適正に行われている。 エ 保育所の運営が適正に運営されていること。 (ア) 独善的、非民主的な運営が行われていない。 (イ) 施設長としての職責を十分果たしている。 (ウ) 意図的な不適正支出等があった場合、その当事者でないこと。 オ 今後も引き続き上記要件を満たすことが期待できること。 (5) 福祉サービス第三者評価を受審すること。
--	---

ア 趣旨

施設長の要件を定めたものである。

イ 解説

保育所は、要綱第5条第2項（別表第2の1の項の第1欄）に定める要件を満たす施設長を置かなければならない。

ここで求める施設長とは保育所の長のことである。施設長、園長などの名称にかかわらず、保育所において保育を行う児童の健康と安全に最終的な責任を負い、保護者や関係機関との連携の構築・強化、職員の資質の向上等の役割を持ち、保育所が社会的使命と責任を果たすリーダーシップを有するものを指す。したがって、保育所内の他の職員の指示により業務を行う者は施設長ではない。

施設長は専任又は専任に準ずるものでなければならないことから、一定の要件のもとに施設長と法人代表者の兼任を認めているものの、当該法人の実施事業が当該保育所のみでない場合は、事実上専任に準ずると認められない。

また、子ども・子育て支援法第27条に基づく施設型給付対象施設となるためには、留意事項通知の基準も遵守する必要がある。

(2) 調理員

[条例] (職員) 第50条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。
[留意事項通知] 別紙2（保育所（保育認定2・3号）） Ⅱ 基本部分 1. 基本分単価（⑥） （2）基本分単価に含まれる職員構成 （イ）その他

i 調理員等

利用定員 40 人以下の施設は 1 人、41 人以上 150 人以下の施設は 2 人、151 人以上の施設は 3 人（うち 1 人は非常勤）（注）

（注）調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

〔要綱〕第 4 条第 2 項第 5 号、別表第 1 の 2 の項、第 8 条第 3 号
（建物及び設備の基準）

第 4 条第 2 項

（５）条例第 4 9 条の規定により、満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行う場合には、保育所における食事の提供について（平成 2 2 年 6 月 1 日付児発 0 6 0 1 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるところによること。

別表第 1（職員配置基準）

2 調理員	条例第 5 0 条第 1 項ただし書の規定により調理業務の全部を委託する場合にあっては、保育所における調理業務の委託について（平成 1 0 年 2 月 1 8 日付児発第 8 6 号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによること。
-------	--

（衛生管理）

第 8 条

（３）調理又は調乳を行う者については、児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について（平成 1 3 年 8 月 1 日付雇児発第 3 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を遵守し、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底すること。

ア 趣旨

調理員の配置に関して規定したものである。

イ 解説

調理業務の全部を委託又は外部搬入する場合を除き、調理員を配置する必要がある。

調理又は調乳を行う職員については、定期的な健康診断に加え、月に 1 回以上の検便を必ず実施すること。また、労働安全衛生規則に定めるところに従い、雇入れの際又は調理若しくは調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検査結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。

また、子ども・子育て支援法第 2 7 条に基づく施設型給付対象施設となるためには、留意事項通知の基準も遵守する必要がある。

(3) 看護師又は保健師

〔要綱〕 第5条第5項

(職員)

第5条

- 5 保育所には、看護師又は保健師を配置するよう努めなければならない。ただし、0歳児の定員設定がある保育所には、看護師又は保健師を配置するものとする。

ア 趣旨

看護師又は保健師の配置に関して規定したものである。

イ 解説

保育所には、看護師又は保健師を配置するよう努めなければならない。

特に、0歳児の定員設定がある保育所については、児童の健康管理の観点から、看護師又は保健師を配置するものとする。

4 非常災害対策

〔条例〕 第6条

(非常災害対策)

第6条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条及び第十五条から第十七条までにおいて「障害児入所施設等」という。）を除く。）においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回はこれを行わなければならない。

(1) 趣旨

非常災害対策に関して規定したものである。

(2) 解説

保育所では、避難訓練及び消火訓練を月1回以上実施する必要がある。訓練は次の点を踏まえて実施すること。

- ・ 実際に火災や地震等が発生した場合を想定するとともに、保育士の数や保育室等の設置階を踏まえた、実用性の高いものとする。
- ・ 避難訓練は、避難先を屋外（地上）とする訓練を基本とすること。

なお、国通知において「保育室等を高層階に設置するにあたっての検討事項」として、災害への備え及び避難訓練のあり方が示されているが、保育室等の設置階に関わらず通知内容に留意した災害への備えと避難訓練を実施すること。

3. 災害への備えと避難訓練の実施

(1) 災害への備え

- ① 火災や地震等の災害発生に備え、消防計画を策定し、消防署に届け出るとともに、避難・消火訓練の実施、職員の役割分担の確認、緊急時の対応等について、マニュアルを作成し、その周知を図ること。
- ② 災害時には通常と異なる経路を使って避難する可能性もあることから、最終避難場所や子どもの保護者への引き渡し場所をあらかじめ決めておき、保護者への周知を図ること。
- ③ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）においては、避難・消火訓練は、少なくとも毎月 1 回は行わなければならないとされており、各地方自治体の条例に基づき、定期的に避難及び消火に対する訓練を確実に実施すること。
- ④ 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）の改正により、平成 26 年 4 月 1 日から、保育所が入居する 3 階以上の建物で、その管理について権原が分かれているもののうち「建物全体の収容人員が 30 名以上となるもの」は、建物全体の防火管理業務を統括する「統括防火管理者の選任・届出」や「建物全体の消防計画の作成」の義務化など、防火管理体制が強化されることとなっていることから、建物全体の防火管理体制の構築に積極的に参加する必要があること。

(2) 避難訓練の実施

- ① 避難・消火訓練計画を策定するに当たっては、実際に火災や地震等が発生した場合を想定するとともに、実際の保育士人数や保育所の設置階を踏まえた、実用性の高いものとする

特に、早朝、夜間やお昼寝の時間など、人員体制が手薄であったり、避難に時間がかかったりする時間帯に火災や地震等が発生した場合も想定すること。

また、通常、保育所においてはクラス別（日常的に保育を行っている単位別）に保育士等が介助し、避難誘導を行い、避難中の人数確認も必要であるため、その分避難時間が長くなることにも留意すること。

- ② 避難訓練を実施する際には、園児及び保育士等が実際に避難に利用するルートを使うとともに、人員体制が手薄な場合や避難に時間がかかる場合を想定して訓練を行うこと。また、消防署や近隣の地域住民、同じビルの他の入居者、家庭と連携した訓練も行うこと。

※ 円滑な避難のためには、近隣の地域住民や同じビルの他の入居者と乳幼児が日頃から顔見知りになっておくことも重要。

- ③ 避難経路については、乳幼児が慣れている日常動線による避難が望ましいが、非常用階段の利用についても日頃の訓練等を通じて慣れておくこと。また、高層階で非常用エレベーターが設置されている場合には、非常用エレベーターによる消防隊の救助を考慮に入れた避難計画の検討も考えられること。
- ④ 外部からの救助を待つことができるスペースについて、当該スペースへの待避を想定した避難・消火訓練を実施しておくこと。また、当該スペースについて、乳幼児が安全に待避できるように日頃から管理しておくこと。

- ⑤ 階段室に排煙設備を設置する場合には、訓練の際に当該排煙設備を動かすなど、非常時に使用する設備や器具について、日頃の訓練において有効に機能するか確認をしておくこと。
 - ⑥ 階段室の手前で乳幼児が滞留してしまわないよう、円滑な避難ができるようにすること。
- ※ 例えば、年齢の高い乳幼児から避難させるなど、避難の順番を工夫することも考えられる。